

## 議案第79号

### 道路の修補に伴う損害の賠償に係る和解について

次のとおり一般国道313号の修補に伴う損害の賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 和解の相手方

甲 岡山県岡山市 企業

乙 倉吉市 企業

#### 2 和解の要旨

平成12年度一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事「設計及び地質調査委託（その2）」の成果物の瑕疵（以下「委託成果の瑕疵」という。）及び当該成果物に基づいて施工された平成13年度一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（2工区）の目的物の瑕疵（以下「施工不良」という。）により、当該道路に関して生じた損害について

ア 甲は、委託成果の瑕疵により県に生じた損害の賠償金として、修補工事の請負代金額（1,659,000円とする。以下「修補代金額」という。）の2分の1の額を県に支払うものとする。

イ 乙は、施工不良により県に生じた損害の賠償金として、修補代金額の2分の1の額を県に支払うものとする。

#### 3 事故の概要

甲が納入した成果物のうち設計図面の表示に不備があること、及びそれに基づき乙が施工した工事に計画幅員が確保されていない区間があることが判明した。

このことについては、甲には設計図面の作成及び照査において、乙には事前照査及び施工管理において、それぞれ注意義務を怠った過失が認められるため、県はそれぞれに対し修補工事に要する費用を負担させることで、当該修補に係る損害の賠償について甲及び乙と和解しようとするものである。